

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



令和2年度

就学時健康診断および
入学説明会

町教育委員会では、令和2年度に小学校へ入学する児童を対象に就学時健康診断と入学説明会を行います。

対象児童の家庭には案内を郵送しますので、実施日の5日前になつても届いていない場合は学校教育課へお申し出ください。

とき

・大治小学校 10月31日(木)

・大治南小学校 10月24日(木)

・大治西小学校 11月7日(木)

受付時間 午後1時～1時20分

検査時間 午後1時30分～3時

30分

対象 平成25年4月2日～26年

4月1日生まれの児童

問合せ先 役場 学校教育課

内線208

土日でも住民票の写しと
印鑑登録証明書の交付が
受けられます

役場の閉庁日でも公民館が開館しているときは、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付が受けられます。

とき 午前9時～午後5時

ところ 公民館 2階 事務室

請求の際に必要なもの

●住民票の写し

・申請者の本人確認書類

※代理人の方が請求をする場合は、委任状または代理人選任届

は、委任状または代理人選任届

●印鑑登録証明書

・印鑑登録証(手帳)

・申請者の本人確認書類

注意

・役場の閉庁日と公民館の閉館

日が重なったときは、交付ができません。

・本人確認書類については事前

にお問合せください。

・公民館では、転出・死亡した

方の住民票(除票)の写しの交

付および住民異動や印鑑登録

などの手続きはできません。

問合せ先 役場 住民課

内線174

心身障害者扶助料を
支給します

9月は心身障害者扶助料の支給月です。該当者には、9月中旬に通知しますので、ご確認ください。

注意 現在支給を受けている方でも特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方は扶助料を受けられなくなります。また、入所日によっては返還が生じることがあります。

施設に入所されている方は印鑑と入所日の分かるもの(入所証明書等)をお持ちの上、お早めに役場民生課へ届け出てください。

問合せ先 役場 民生課

内線169・232

日常生活自立支援事業
〜誰もが大治町で安心して
暮らせるように〜

対象

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ、書

類の管理などに不安のある方
具体的なサービス

① 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き

- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

② 日常的金銭管理サービス

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費、税金、社会保険料、公料金等を支払う手続き

- ・右記の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き

③ 書類等の預かりサービス

- ・年金証書、預貯金の通帳、契約書類、保険証書、実印、銀行印等

利用料

① 福祉サービスの利用援助

- 1回 1200円

② 日常的金銭管理サービス

- 1回 1200円

③ 書類等の預かりサービス

- 年間3000円(月額250円)

※生活保護受給者は**①②**については無料です。

問合せ先

社会福祉協議会

☎(442)0913

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

補助対象システム

- ・住宅(店舗等との併用住宅を含む)の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連係し、かつ太陽電池の最大出力が10キロワット未満であること
- ・増設する場合、既設分を含めて10キロワット未満であること
- ・未使用品であること
- ・電力会社と電力受給契約を締結すること

補助対象者

- ・自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外)
- ・申請年度内にシステムの運用を開始することができる方(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)
- ・過去にシステムの設置に関して町から補助金の交付を受けていない方

※自らの所有でない住宅にシス

テムを設置する場合、住宅の所有者の承諾書をもらう必要があります。

※集合住宅にシステムを設置する場合、電力会社と自ら居住する部分のみ電力受給契約を締結するときに限り、補助の対象となります。

補助金額

1システム当たり一律2万円

その他

申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先

役場 産業環境課 内線124

保険証の裏面の臓器提供意思表示欄をご覧になったことはありますか？

国民健康保険証に「臓器提供意思表示欄」を設けています。

記入した後でも、意思表示を変更することができ、臓器提供をしない意思を記入することもできます。

- ・記入は任意であり、義務ではありません。
- ・記入の有無により、受けられる

医療の内容に違いが生じることはありません。

・記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、15歳以上の方が記入した場合に限りです。

・ボールペンで記入してください。また、個人情報保護シールの使用も可能です。

問合せ先

役場 保険医療課 内線170

国民健康保険からのお知らせ

●医療費無駄遣い度チェック

- ちよつとした病気が長引くからといって、次から次へとお医者さんを変わってしまう。
- 「今度風邪を引いたときのため」と余分に薬をもらっている。

□混雑を避けて、診療時間外に受診する。

□かかりつけ医を持っていない。一つでもチェックが付いたら、医療費を無駄遣いしているかもしれません。次の点に注意し、医療費も家計も無駄をなくすようにしましょう。

●医療費節約のポイント

- ・日頃から健康づくりを心掛けましょう。
- ・定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- ・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。
- ・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。
- ・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。
- ・急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

●問合せ先 役場 保険医療課

内線170

要綱を一部改正しました 防犯対策防犯カメラ等補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、

- ・補助対象者の拡充
- ・補助対象基準の緩和等を行いましたので、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる

- ① 総代および地区総代の方
当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合
- ② 町内に所在する方のうち、次の項目に該当する方
 - ・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
 - ・戸数4戸以上の賃貸共同住宅（住宅、寮等を除く）の所有者
 - ・自動車4台以上駐車可能な駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

受付期間 4月1日～翌年2月末日

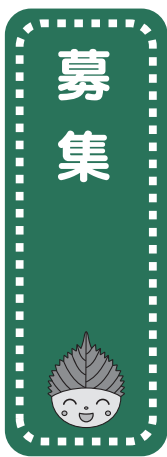
補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。（1000円未満切り捨て）

※維持管理費用、地代・占用料等は除く

申請方法等

防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152



第42回文化展出展者

文化展にあなたの作品を出展しませんか。

とき 11月2日(土)午前10時～午後4時、11月3日(日)午前10時～午後3時

ところ 公民館

対象 町内在住・在勤の方

出展品 絵・書・写真・手芸・陶芸等

参加費 無料

申込期間 9月1日(日)～22日(日)

申込・問合せ先 公民館内社会

ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIFまたはJPEG、5KB以内

掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6カ月前から前月の初日

申込方法 町ホームページからダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場企画課 内線128

教育課 ☎(443)2671

「#一番住みたい愛知 SNSフォトコンテスト 2019」作品

県では「愛知県の素敵なヒト・モノ・コト・バシヨ」の写真を、専用ハッシュタグを付けてインスタグラムまたはツイッターで投稿する「#一番住みたい愛知 SNS フォトコンテスト2019」の作品を募集しています。

募集するのは「食」「スポット」「日常」の三部門で、優秀作品の応募者には、愛知ゆかりの素敵な賞品を差し上げます。

さらに、「愛知の魅力つばやき隊」に入会の上応募していただいた方には、先着100名にオリジナルクリアファイルをプレゼントします。

多数のご応募をお待ちしています。

応募期限 10月31日(木)

問合せ先 県政策企画局企画調整部企画課

☎(954) 6089 (ダイヤルイン)

🌐<https://turnsjp/29277>

お願い



個人番号(マイナンバー)カードの受け取りのお願い

個人番号カードを申し込まれ、案内はがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いた方は、役場住民課での早急な受け取りにご協力ください。

受取可能時間 月～金曜の役場開庁時間内(祝日を除く)
問合せ先 役場住民課
内線174

ごみ出コンマナーについて

最近、可燃ごみ袋の中にペットボトルや缶などが混入していることや、町指定の袋以外で出されているのを多く見掛けます。

また、プラスチックごみや不燃ごみ、資源についても可燃ごみの収集路線上に出されているのを多く見掛けます。
・可燃ごみは分別を徹底し、町

指定のごみ袋に入れて出してください。

・プラスチックごみ等はステーション回収場所へ出してください。このように不適切な方法でごみを出されると、回収されずにそのまま残されるため、ただ捨てれば良いという気持ちではなく、しっかりとルールを守ってごみを出してください。

ご協力をお願いします。
問合せ先 役場産業環境課
内線124

相談



税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。
とき 10月9日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日まで税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課
内線175・176

司法書士による相続・登記・成年後見等相談

司法書士による相続・登記・成年後見等相談を行います。相談は事前に予約が必要となります。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 9月17日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階相談室

内容 登記・相続・多重債務・民事一般・成年後見・家事事件など
定員 4組(要予約)
相談料 無料

申込締切 9月12日(木)
申込・問合せ先 社会福祉協議会
 ☎(442)0990

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話
 ☎(442)7793

警察相談ダイヤル#9110

警察では、県民の方々から寄せられる警察安全相談に応じています。警察安全相談とは、犯罪等による被害を未然に防止するための相談や、県民の方々の生活の安全と平穏に係る相談をいいます。

相談時間 月～金曜 午前9時～午後5時
 ※祝日・年末年始を除く
相談料 無料(通話料は有料)
 ※固定電話、公衆電話、携帯電話

話、PHSで利用可能です。※繋がらない場合や一部のIP電話の場合は、☎(953)9110をご利用ください。
問合せ先 津島警察署警務課
 ☎0567(24)0110

若年者就職相談窓口

町では、「やりたい仕事が見つからない」「就職に向けてどうしてよいか分からない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開設します。専門のアドバイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。

なお、開設場所はあま市となりますので、ご注意ください。
とき 9月24日(火)午後1時～4時
ところ あま市役所本庁舎3階相談室
対象 45歳未満の若年者(学生含む)またはその家族
定員 3名(先着順、1人50分)
相談料 無料
申込方法 相談日の1週間前ま

でに電話でご予約ください。
申込・問合せ先 役場産業環境課 内線124

海部地域消費生活センター

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。少しでも不安に感じたなら、一人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜 午前9時～午後4時30分

対象 海部地域在住の方
相談料 無料

巡回相談 センターでの相談のほか、海部地区の市町村で週1回相談を受け付けます。
 本町は、毎週火曜午後1時30分から4時まで役場2階第8会議室で相談できます。(相談日時、場所は変更となる場合があります。)
相談・問合せ先 海部総合庁舎1階海部県民センター内海部地域消費生活センター

☎0567(23)0150

公証役場無料相談会

財産の相続について不安を抱えていますか。

法律の専門家で公務員の公証人は、遺言の内容を慎重に検討して書面にします。その原本は、公証役場で長く保管されますので、紛失・破棄の心配もありません。

遺言作成のご相談は、平日であれば年間を通してお受けしており、遺言のほか、高齢者の任意後見、離婚に関する取り決めなどの相談もお受けしています。相談費用は無料です。

公証週間中は特に態勢を強化し相談会を開催しますので、ぜひお気軽にお出掛けください。電話での相談にも応じます。

●**公証週間相談会**
とき 10月1日(火)～7日(月) 午前9時30分～午後4時
 ※土日も開催します。

ところ 葵町公証役場
 ☎(931)0353

司法書士による無料法律相談

10月1日は「法の日」です。
愛知県司法書士会では、この日にあわせて「司法書士法律相談会」を開催します。

相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

とき 9月29日(日)午前10時～午後3時

ところ 公民館

内容

- ・ 土地や建物の相続、遺言、売買、贈与などに関すること
- ・ 株式会社設立や増資などの会社や法人に関すること
- ・ 供託手続き、訴訟書類の作成に関すること

※法律相談については140万円以下の民事紛争に限ります。

相談員 愛知県司法書士会会員

予約 要(当日受付あり)

問合せ先 愛知県司法書士会

☎(683)6686

名古屋法務局

秋の2大イベントのお知らせ

法務局休日相談所と市民講座を同時開催します。

とき 10月6日(日)

ところ 名古屋法務局

●全国二斉法務局休日相談所(名古屋法務局)

時間 午前10時～午後4時

内容 法務局が所掌する業務(登記、筆界特定、人権擁護および供託等)を始め、遺言等の公正証書の作成に関する相談や、一般法律相談、税に関する相談など、日々の生活のさまざまな心配ごと、困りごと、悩みごとについて、法務局職員並びに公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、税理士および法テラス弁護士が相談を受けます。

相談料 無料(予約制)

※当日は、予約がなくても相談を受け付けますが、長い時間お待ちいただく場合があります。

※法テラス所属弁護士に対する相談は、先着10組の完全予約制です。(予約がない場合は相談をお受けできません。)

●市民講座

時間 午前11時～午後3時

- ・ 相続午前11時～
- ・ 未登記建物午後1時～
- ・ 遺言午後2時～

内容 相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地・空家問題が全国的に広がっていることを受けて、遺言、相続および未登記建物(空家等対策推進を含む。)の3つのテーマについて、公証人、司法書士および土地家屋調査士が分かりやすく説明します。

受講料 無料(予約制)

※定員45名になり次第、締め切ります。

※1つまたは2つの受講の予約もできます。

予約・問合せ先 名古屋法務局

民事行政調査官室

☎(952)8170(平日午前8時30分～午後5時15分)

催し



救急ミニフェス開催

救急の日(9月9日)の啓発事業の一環として、救急医療に対する理解、応急手当てに関する知識および技術を広く地域住民に知っていただくことを目的に開催します。家族みんなで楽しめる内容となっておりますので、ぜひ家族連れでご参加ください。

とき 9月7日(土)午前10時～午後1時

ところ ヨシヅヤ甚目寺店

内容

- ・ 心肺蘇生法およびAED体験
- ・ 救急車の展示
- ・ 写真撮影
- ・ 工作

・ 救急車適正利用のリーフレットおよびティッシュ配布

・ 血圧および骨密度測定

問合せ先 海部東部消防組合消防署 消防課

☎(442)1605

とき 10月5日(土)午後1時30分～3時(受付開始 午後1時)

ところ 七宝病院管理棟会議室

演題 「認知症の早期発見と対応」
「早期発見における主なサインとは」

内容 認知症は、65歳以上の高齢者の5人に1人がかかると言われ、早期発見・早期対応が重要なポイントになります。今回は四大認知症の特徴、診断の重要性、家族や周囲が気付いて欲しい認知症症状のサインについて認知症専門医が講演します。

講師 認知症疾患医療センター七宝病院センター長 覚前淳氏

定員 150名

※事前申込が必要です。
※定員になり次第、受け付けを終了します。

参加費 無料

申込・問合せ先 認知症疾患医療センター七宝病院

☎(443)7900

大治町避難行動要支援者 避難支援の取り組み

町では、災害時に支援が必要な方の情報を把握し、災害時において迅速かつ円滑な支援を行うために「大治町避難行動要支援者支援計画」を策定し取り組んでいます。

具体的な取り組み①

災害時に避難支援が必要な在宅の方の支援に役立てるため、災害対策基本法に基づき、町は、対象者を抽出して避難行動要支援者名簿を作成します。

具体的な取り組み②

名簿に掲載された方から、情報提供の同意をいただき、避難支援等関係者(消防署、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等)との情報共有を行います。

情報の共有は、避難支援や安否確認などに役立てるとともに平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

避難行動要支援者名簿の対象者

在宅で生活し、次のいずれかに該当する方

- ① 在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定3以上の方
- ② 身体障害(児)者で身体障害者手帳2級以上の方
- ③ 知的障害(児)者で療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ ①～⑤以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方

「登録申請」および「災害時の情報取得に関するアンケート」について

登録要件に該当する方へは、7月に「大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書」と「災害時の情報取得に関するアンケート」を発送しています。

また、既に避難行動要支援者登録をされている方には、アンケートと支援の取り組みのリーフレットを同封していますので、ご記入の上、返送してください。

まだ提出されていない方は、早急に同封の返信用封筒で役場民生課へ返送してください。(「大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書」においては、内容を確認し、同意、不同意を明記の上、返送してください。)

なお、登録要件に該当するが、「大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書」が届かない方や登録を希望する方は、お問合せください。

問合せ先 役場 民生課 内線165